

ひと、くらし、みらいのために



担	函館公共職業安定所
所	長 成田 昌子
雇	用 開 発 部 長 杉村 雅通
当	電 話 ( 0 1 3 8 ) 8 8 - 1 3 1 7

函館公共職業安定所 発表  
令和元年12月26日(木)

## 令和元年 障害者雇用状況の集計結果

(令和元年6月1日現在)

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況についてハローワークへの報告を求めています。

函館公共職業安定所管内の令和元年6月1日現在における「障害者雇用状況」集計結果をこのほど取りまとめましたので、公表します。

### I 概 要

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合		
		函館	北海道	全国	函館	北海道	全国
民間企業	% 2.2	% 2.10	% 2.27	% 2.11	% 50.2	% 50.4	% 48.0
地方公共団体の機関	% 2.5	% 2.48	% 2.43	% 2.43	% 78.9	% 75.1	% 72.5
独立行政法人等	% 2.5	% 2.53	% 2.60	% 2.63	% 100.0	% 91.7	% 80.1

◎ 集計結果のポイント

【管内民間企業（45.5人以上規模の企業）】（法定雇用率2.2%）

- 集計企業数は 267社（対前年比3.1%、8社増加）
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は34,929.5人（対前年比1.9%、660人増加）
- 雇用されている障害者の数は733人（対前年比2.0%、14.5人増加）
- 実雇用率は2.10%（対前年と同じ）
- 法定雇用率達成企業の割合は50.2%（対前年比1.6ポイント上昇）

【公的機関】（法定雇用率2.5%）

- 地方公共団体等の公的機関数は19機関
- 雇用率の算定基礎となる対象職員数は5,212.0人（対前年比4.5%、225人増加）
- 雇用されている障害者の数は129.0人（対前年3.6%、4.5人増加）
- 実雇用率は2.48%（対前年比0.02ポイント低下）
- 法定雇用率達成割合は78.9%（対前年比5.3ポイント低下）

【独立行政法人等】（法定雇用率2.5%）

- 実雇用率は2.53%（対前年比0.05ポイント低下）
- 法定雇用率達成機関の割合は100%（対前年と同じ）

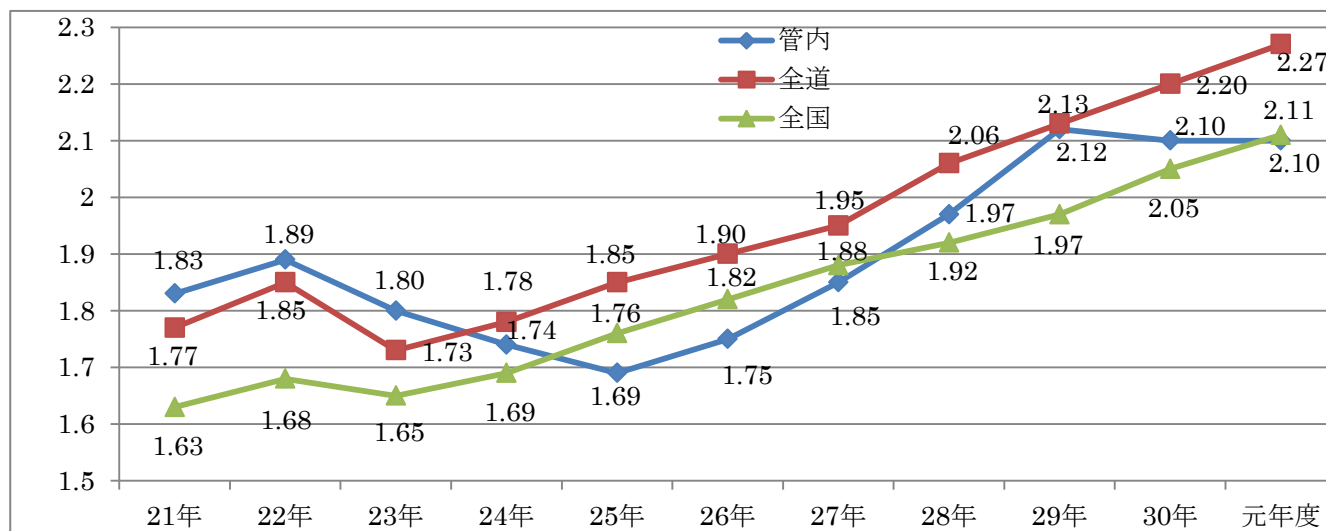
## Ⅱ 民間企業における雇用状況

第1表 民間企業における雇用状況

区分	① 対象 企業数	② 達成 企業 数	③ 対 象 労 働 者 数  (人)	④ 雇用障害者数					⑤ 実雇用 率  (%)	⑥ 雇用 率達 成企 業割 合  (%)	
				A 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者  (人)	B 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者 である短 時間労働 者  (人)	C 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精神 障害者  (人)	D 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精神 障害者で ある短時 間労働者  (人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$  (人)			
函 館	元年	267	134	34,929.5	128	20	412	90	733.0	2.10	50.2
	30年	259	126	34,269.5	148	20	360	85	718.5	2.10	48.6
北海道	元年	3,735	1,883	658,720.0	2,686	491	8,159	1,895	14,969.5	2.27	50.4
	30年	3,713	1,795	654,625.0	2,669	447	7,724	1,757	14,387.5	2.20	48.3
全 国	元年	101,889	48,898	26,585,858.0	121,377	16,845	278,430	45,159	560,608.5	2.11	48.0
	30年	100,568	46,217	26,104,834.5	117,892	16,026	262,305	41,309	534,796.5	2.05	45.9

- 注) 1 ③欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 ④A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
- ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては1人分とカウントしている。
- 3 A及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇入れられた者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

第2表 障害者実雇用率の推移



(1)障害種別の雇用状況

雇用されている障害者の数を障害種別で見ると、身体障害者数は448.0人で、前年比2.0%(9.0人)減、知的障害者数は227.0人で、同3.4%(7.5人)増、精神障害者数は58.0人で、38.1%(16.0人)増加し、精神障害者の増加の割合が高くなっている。

第3表 障害種別の雇用状況

区分	①障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数				
		A 重度身体障害者	B 重度身体障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	A 重度知的障害者	B 重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の知的障害者	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	A 精神障害者	B 精神障害者である短時間労働者	C Bのうち注4に該当する労働者	D 計 $A + (B - C) \times 0.5 + C$	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
函館	元年	733.0	102	19	203	44	448.0	26	1	154	40	227.0	48	13	7	58.0
	30年	718.5	118	19	184	36	457.0	30	1	136	45	219.5	36	8	4	42.0
北海道	元年	14,969.5	2,415	409	3,773	697	9,360.5	271	82	2,775	875	3,836.5	1,254	680	357	1,772.5
	30年	14,387.5	2,418	376	3,760	650	9,297.0	251	71	2,595	821	3,578.5	1,104	551	265	1,512.0
全国	元年	560,608.5	100,840	12,501	131,503	16,900	354,134.0	20,537	4,344	73,679	18,572	128,383.0	59,737	23,198	13,511	78,091.5
	30年	534,769.5	98,193	11,691	129,993	16,276	346,208.0	19,699	4,335	68,757	17,353	121,166.5	50,708	20,527	12,847	67,395.0

- 注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Dの計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
- 3 ②③D欄及び④B欄の短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
- 4 精神障害者である短時間労働者であっても次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
  - ② 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者で、同日以後に精神保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 ②③欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30日時間以上を労働者であり、②③欄のB、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

(2) 企業規模別の雇用状況

実雇用率を企業規模別で見ると、「100～300人未満規模」が2.28%と最も高く、次いで「500人以上規模」が2.21%となっている。一方で、「45.5～100人未満規模」が最も低く1.89%となっている。

法定雇用率達成企業の割合は、「100～300人未満規模」が61.8%と最も高く、「500人以上規模」が最も低く37.5%となっている。

実雇用率を前年と比較すると、「45.5～100人未満規模」で低下し、それ以外の企業では上昇となっている。

また、法定雇用率達成企業の割合を前年と比較すると、「100～300人未満規模」、「300～500人未満規模」の企業で上昇し、「45.5～100人未満規模」、「500人以上規模」で低下となっている。

雇用されている障害者数は、「45.5人～100人未満規模」で前年比8人減、「100～300人未満規模」で同24人増、「300～500人未満規模」で同12.5人増加、「500人以上規模」で同14人減少し、合計では同14.5人の増加となっている。

第4表 企業規模別の雇用状況

区 分	① 対 象 企 業 数	② 達 成 企 業 数	③ 対 象 労 働 者 数  (人)	④ 雇用障害者数					⑤ 実雇用 率  (%)	⑥ 雇用率 達成企 業割合  (%)	
				A 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者  (人)	B 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間労働 者  (人)	C 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者  (人)	D 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者で ある短 時間労 働者  (人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$  (人)			
45.5～ 100人未満	元年	152	67	10,000.0	40	4	94	22	189.0	1.89	44.1
	30年	142	65	9,241.5	50	2	84	22	197.0	2.13	45.8
100～ 300人未満	元年	89	55	12,812.5	42	5	190	27	292.5	2.28	61.8
	30年	90	49	12,461.0	43	7	164	23	268.5	2.15	54.4
300～ 500人未満	元年	18	9	5,908.5	23	7	53	16	114.0	1.93	50.0
	30年	17	8	5,394.0	21	7	44	17	101.5	1.88	47.1
500人 以上	元年	8	3	6,208.5	23	4	75	25	137.5	2.21	37.5
	30年	10	4	7,173.0	34	4	68	23	151.5	2.11	40.0
合計	元年	267	134	34,929.5	128	20	412	90	733.0	2.10	50.2
	30年	259	126	34,269.5	148	20	360	85	718.5	2.10	48.6

注) 第1表と同じ

(3) 産業別雇用状況

実雇用率を産業別にみると、「サービス業」が2.72%と最も高く、次いで「運輸業」の2.61%となっている。

法定雇用率達成企業の割合は、「サービス業」で76.5%と最も高く、次いで「運輸業」の60.9%となっている。

実雇用率を前年と比較すると、「運輸業」、「卸売小売業」、「飲食店・宿泊業」、「医療福祉」、「サービス業」の業種では上昇し、それ以外の業種では低下した。

また、法定雇用率達成企業の割合を前年と比較すると、「製造業」、「運輸業」、「医療福祉」の業種では上昇し、それ以外の業種では低下した。

雇用されている障害者数は、「製造業」、「運輸業」、「卸売小売業」、「飲食店宿泊業」、「サービス業」の業種では増加し、それ以外の業種では減少した。

第5表 産業別の雇用状況

区分	① 対象 企業 数	② 達成 企業数	③ 対 象 労 働 者 数  (人)	④ 雇用障害者数					⑤ 実雇用 率  (%)	⑥ 雇用率 達成企 業割合  (%)	
				A 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者  (人)	B 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間労働 者  (人)	C 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者  (人)	D 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者で ある短 時間労 働者  (人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$  (人)			
製造業	元年	56	32	6,828.5	35	2	87	8	163.0	2.39	57.1
	30年	58	33	6,169.0	40	0	76	6	159.0	2.58	56.9
運輸業	元年	23	14	2,226.0	14	2	26	4	58.0	2.61	60.9
	30年	22	12	2,170.0	15	1	22	2	54.0	2.49	54.5
卸 売 小売業	元年	48	19	6,651.0	14	3	75	15	113.5	1.71	39.6
	30年	42	17	6,331.5	12	3	66	15	100.5	1.59	40.5
飲食店 宿泊業	元年	13	5	1,414.5	1	1	17	9	24.5	1.73	38.5
	30年	13	6	1,270.0	3	0	9	6	18.0	1.42	46.2
医 療 福 祉	元年	70	36	11,004.5	32	7	132	34	220.0	2.00	51.4
	30年	72	29	11,995.5	39	10	128	31	231.5	1.93	40.3
サービス業	元年	17	13	2,539.5	8	4	42	14	69.0	2.72	76.5
	30年	15	13	2,202.5	7	6	27	17	55.5	2.52	86.7
その他	元年	40	15	4,265.5	24	1	33	6	85.0	1.99	37.5
	30年	37	16	4,131.0	32	0	32	8	100.0	2.42	43.2
合計	元年	267	134	3,4929.5	128	20	412	90	733.0	2.10	50.2
	30年	259	126	34,269.5	148	20	360	85	718.5	2.10	48.6

注) 第1表と同じ 「その他」は建設業、情報通信業、金融・保険業、不動産業、生活関連サービス・娯楽業、教育・学習支援業、複合サービス事業

### Ⅲ 地方公共団体等の機関における雇用状況

地方公共団体等の機関における雇用状況をみると、雇用されている障害者数は129.0人（対前年比4.5人増）、実雇用率は2.48%となり、前年から0.02ポイント低下した。

法定雇用率2.5%が適用される機関の在職状況（概況）（各年6月1日現在）

区分	① 機関数  (機関)	② 対象職員数  (人)	③ 障害者の数					④ 実雇用率  (%)	⑤ 法定雇用率達成機関の数  (機関)	⑥ 達成割合  (%)	
			A 重度身体障害者及び 重度知的障害者  (人)	B 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間勤務職員  (人)	C 重度以外の身体障害者、知的 障害者及び精神障害者  (人)	D 重度以外の身体障害者、知的 障害者及び精神障害者である 短時間勤務職員  (人)	E 計 A×2+B+C +D×0.5  (人)				
函館	元年	19	5,212.0	29	3	63	10	129.0	2.48	15	78.9
	30年	19	4,987.0	30	4	56	9	124.5	2.50	16	84.2
北海道	元年	217	70,018.0	485	53	649	62	1,703.0	2.43	163	75.1
	30年	218	68,814.5	471	52	653	52	1,673.0	2.43	161	73.9
全国	元年	2,643	1,874,318.5	11,409	1,081	20,803	1,772	45,588.0	2.43	1,915	72.5
	30年	2,674	1,798,874.5	10,437	828	16,872	1,437	39,292.5	2.18	1,825	68.2

- 注) 1 ②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当数（旧除外職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしている。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 3 A欄及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B欄及びD欄は1週間の所定労働時間が30時間未満の職員である。
- 4 ③C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
- ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 法定雇用率2.5%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村部局及び法定雇用率2.4%適用機関である都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会以外の市町村の教育委員会である。
- 6 全国の数値については、国の機関（行政・立法・司法機関）が含まれる。
- 7 公表日現在において、1機関において不足数が解消され法定雇用率達成機関が16機関となっている。